



登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	兵庫労務安全教育研究会 吉村由紀夫
登録教習機関の住所	兵庫県明石市二見町西二見157番地の118
代表者の職氏名	代表者 吉村由紀夫
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	兵庫労務安全教育研究会 吉村由紀夫 兵庫県明石市二見町西二見157番地の118
行うことができる技能講習	石綿作業主任者技能講習
登録の有効期間の満了日	令和9年10月17日
登録番号	兵労基衛登録第23号

令和4年10月18日

兵庫労働局長

